

離島等供給特例承認申請書

令和 7 年 12 月 5 日

沖縄電力株式会社

離島等供給特例承認申請書

沖電送送企発第 62 号

令和 7 年 12 月 5 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本永 浩之
社長執行役員

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款
以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和 8 年 1 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款（沖電送送企発第13号令和7年3月14日届出。以下「離島約款」といいます。ただし、当該離島約款が届出により変更された場合は、変更後の離島約款をいいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和8年1月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款15（定額電灯）(4)もしくは離島約款20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款16（従量電灯）(4)、離島約款19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款19（臨時電灯）(2)口、離島約款20（公衆街路灯）(2)口もしくは離島約款28（臨時電力）(3)イの料金または離島約款17（時間帯別電灯）(4)、離島約款18（Ee らいふ）(4)、離島約款21（業務用電力）(5)、離島約款22（業務用電力II型）(3)、離島約款23（業務用季節別時間帯別電力）(4)、離島約款24（業務用ウイークエンド電力）(4)、離島約款25（低圧電力）(5)、離島約款26（高圧電力）(1)ホ、離島約款26（高圧電力）(2)ニ、離島約款27（季節別時間帯別電力）(3)ハ、離島約款27（季節別時間帯別電力）(4)ハ、離島約款28（臨時電力）(3)口、離島約款29（農事用電力）(3)、離島約款30（自家発補給電力）(1)ハ、離島約款30（自家発補給電力）(2)ハ、離島約款31（予備電力）(3)、離島約款附則9（深夜電力についての特別措置）(1)ニもしくは離

島約款附則9（深夜電力についての特別措置）(2)ニの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款15（定額電灯）(4)もしくは離島約款20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款16（従量電灯）(4)、離島約款19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款19（臨時電灯）(2)口、離島約款20（公衆街路灯）(2)口もしくは離島約款28（臨時電力）(3)イの料金または離島約款17（時間帯別電灯）(4)、離島約款18（Ee らいふ）(4)、離島約款21（業務用電力）(5)、離島約款22（業務用電力Ⅱ型）(3)、離島約款23（業務用季節別時間帯別電力）(4)、離島約款24（業務用ウィークエンド電力）(4)、離島約款25（低圧電力）(5)、離島約款26（高圧電力）(1)ホ、離島約款26（高圧電力）(2)ニ、離島約款27（季節別時間帯別電力）(3)ハ、離島約款27（季節別時間帯別電力）(4)ハ、離島約款28（臨時電力）(3)口、離島約款29（農事用電力）(3)、離島約款30（自家発補給電力）(1)ハ、離島約款30（自家発補給電力）(2)ハ、離島約款31（予備電力）(3)、離島約款附則9（深夜電力についての特別措置）(1)ニもしくは離島約款附則9（深夜電力についての特別措置）(2)ニの電力量料金は、離島約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)口(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)口(ニ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0065$

$\beta = 0.1632$

$\gamma = 1.1152$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに a または b の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、業務用電力、低圧電力、高圧電力、臨時電力、農事用電力および自家発補給電力の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。）

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回るとき

$$\text{燃料費調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、122,300 円以下のとき

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 122,300 円を上回るとき
平均燃料価格は、122,300 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (122,300 \text{ 円} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b a 以外の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。）
(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回るとき

$$\text{基準燃料費調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回るとき

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの期間	令和 8 年 1 月の検針日から令和 8 年 2 月の検針日の前日までの期間
令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの期間	令和 8 年 2 月の検針日から令和 8 年 3 月の検針日の前日までの期間
令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの期間	令和 8 年 3 月の検針日から令和 8 年 4 月の検針日の前日までの期間

- b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- c 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。
- 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回る場合
燃料費調整単価=基準燃料費調整単価+(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円の場合
燃料費調整単価=(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価=(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価-基準燃料費調整単価
- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価=基準燃料費調整単価-(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価
- a 定額制供給の場合
- (ア) 定額電灯および公衆街路灯A
特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和8年1月の検針日から令和8年3月の検針日の前日までの期間	令和8年3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	17円48銭	5円83銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34円96銭	11円65銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69円91銭	23円30銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104円87銭	34円96銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	174円78銭	58円26銭
	100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	174円78銭	58円26銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	52円20銭	17円40銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	104円41銭	34円80銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	104円41銭	34円80銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりいたします。

	令和8年1月の検針日から令和8年3月の検針日の前日までの期間	令和8年3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円41銭	47銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円82銭	94銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円82銭	94銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	28円17銭	9円39銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	28円17銭	9円39銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年1月の検針日から令和8年3月の検針日の前日までの期間	令和8年3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	14円81銭	4円94銭
契約電力1キロワット1日につき	29円61銭	9円87銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和8年1月の検針日から令和8年3月の検針日の前日までの期間	令和8年3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	45円00銭	15円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	4円50銭	1円50銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和8年1月の検針日から令和8年3月の検針日の前日までの期間	令和8年3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	4円50銭	1円50銭
	高圧で供給を受ける場合	2円30銭	80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価

の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1円 05銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円 11銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4円 23銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6円 35銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	10円 59銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	10円 59銭5厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円 16銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	6円 32銭9厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円 32銭9厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりいたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	8 錢 6 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	17 錢 1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	17 錢 1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 70 錢 7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 70 錢 7 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 79 錢 5 厘
---------------------	--------------

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	2 円 72 錢 8 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	27 錢 3 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	27 錢 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	26 錢 3 厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による
離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和7年11月21日の閣議決定「「強い経済」を実現する総合経済対策」にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款にもとづき算定される令和8年2月分から令和8年3月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を、令和8年4月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は0.8円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和8年2月分～3月分	令和8年4月分
		(a)	(b)
従量電灯 臨時電灯 B 公衆街路灯 B	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	45 円 00 錢	15 円 00 錢
	上記を超える 1 キロワット時につき	4 円 50 錢	1 円 50 錢
上記以外の場合 1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	4 円 50 錢	1 円 50 錢
	高圧で供給を受ける場合	2 円 30 錢	80 錢

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなしきロ ワット時 (※1)	令和8年2月分～ 3月分 (※2)	令和8年4月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯 A	電 灯	10 ワットまで	1 灯	3. 884	17 円 48 錢	5 円 83 錢
		10 ワットをこえ 20 ワットまで		7. 768	34 円 96 錢	11 円 65 錢
		20 ワットをこえ 40 ワットまで		15. 536	69 円 91 錢	23 円 30 錢
		40 ワットをこえ 60 ワットまで		23. 304	104 円 87 錢	34 円 96 錢
		60 ワットをこえ 100 ワットまで		38. 840	174 円 78 錢	58 円 26 錢
		100 ワットをこえ 100 ワットまでごとに		38. 840	174 円 78 錢	58 円 26 錢
小型機器	小 型 機 器	50 ボルトアンペ アまで	1 機器	11. 601	52 円 20 錢	17 円 40 錢
		50 ボルトアンペ アをこえ 100 ボル トアンペアまで		23. 202	104 円 41 錢	34 円 80 錢
		100 ボルトアンペア をこえ 100 ボルトアンペアまでごとに		23. 202	104 円 41 錢	34 円 80 錢

契約種別	範囲	単位	みなしきロ ワット時 (※1)	令和8年2月分 ～3月分 (※2)	令和8年4月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1 契約	0. 313	1 円 41 錢	47 錢
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0. 626	2 円 82 錢	94 錢
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0. 626	2 円 82 錢	94 錢
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6. 260	28 円 17 錢	9 円 39 錢
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6. 260	28 円 17 錢	9 円 39 錢
臨時電力	0.5 キロワットの場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 14 円 81 錢	(※3) 4 円 94 錢
	1 キロワット 1 日につき	1 キロ ワット	6. 579	29 円 61 錢	9 円 87 錢

※1 みなしきロワット時は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上